

土地賃貸借契約書

第10条 [特約事項]

昭和41年5月21日賃借人は敷金として坪当たり金1,500円也の割合で金37,110円也を支払い賃借人はこれを受領した。

賃貸人 (以下甲という。)と賃借人 (以下乙という。)

第1条 甲はその所有する次に表示の土地 (以下、本物件という。)を建物所有の目的をもって賃借人に賃貸し、乙はこれ賃借することとを約した。

土地の所在地 八千代市平戸字西ノ上266面 積 24.74坪

第2条 賃貸借期間は平成29年 1月 1日から平成43年 12月31日までの15年とする。

第3条 賃料は1ヶ月坪当り金200円とし、金4,948円、年・金59,376円也とする。乙は毎年12月25日までに1年分を前払いとし甲の指定口座に支払うものとする。但し、賃料の見直しは3年毎とし、経済事情の変動、公租公課の増額、近隣賃料との比較等により不相当となつたときは、双方協議のうえ決定するものとする。

支払口座

第4条 甲は乙が第2条の期間内において第3者に賃貸することを承諾した。

第5条 本件土地の管理責任は乙にあり、万一事故等が発生した場合も甲には一切の責任はありません。

第6条 乙が次の場合の一つに該当した時は、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除することができるものとする。

1. 1年分以上の賃料の支払を怠ったとき
2. 賃料の支払をしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲・乙間の信頼関係を著しく害すると認められたとき。
3. その他本契約に違反したとき。

第8条 本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意した。

第9条 その他本契約において疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、甲・乙協議のうえ誠意をもって解決するものとする。

平成28年12月12日

(甲) 賃 貸 人

住 所

氏 名

(甲) 賃 貸 人

住 所

氏 名

(乙) 賃 借 人

住 所